

令和4年度 第2回
岡山県広域特別支援連携協議会
岡山県発達障害者支援地域協議会

日時：令和5年1月16日（月）

13:30～15:00

場所：ピュアリティまきび

1 開 会

2 協 議

- (1) 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて
(R4年度実施状況)

- (2) 通級による指導におけるICT活用研究事業について

3 報 告

- ・第4次岡山県特別支援教育推進プラン（案）について

4 そ の 他

5 閉 会

目 次

○委員名簿	1
○岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱	2
○岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱	4
○岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会 の公開に係る取扱い	5
○発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト について（R4年度実施状況）	6
○通級による指導におけるＩＣＴ活用研究事業について	12
○第4次岡山県特別支援教育推進プラン（案）について	19

令和4年度 岡山県発達障害者支援地域協議会委員
兼岡山県広域特別支援連携協議会委員

区分	氏名	所属	備考
学識	村社 卓	岡山県立大学保健福祉学部教授	
医療	中島 豊爾	公益社団法人岡山県医師会監事	欠席
関係機関	新谷 義和	おかやま発達障害者支援センター所長	
	高木 由里	岡山市発達障害者支援センター所長	
親の会	石原 秀郎	NPO法人岡山県自閉症協会理事長	
保健・福祉	森 信二	岡山県保健福祉部保健福祉課長	
	國富 優香	岡山県保健福祉部健康推進課長	
	金平 陽子	岡山県保健福祉部子ども未来課長	
	青木 弘明	岡山県保健福祉部子ども家庭課長	
	坂本 洋介	岡山県保健福祉部障害福祉課長	
	岩瀬 敏秀	岡山県保健所長会長	
	畦田 広子	真庭市発達発育支援センター長	
労働	高原 重夫	岡山労働局職業安定部職業対策課長	
	奥岩 健治	岡山県産業労働部労働雇用政策課長	
教育	苅田 直樹	岡山県教育庁義務教育課長	
	中村 正芳	岡山県教育庁高校教育課長	高坂 信雄 副課長 代理出席
	小林 伸明	岡山県教育庁特別支援教育課長	
	木下 聰子	岡山県総合教育センター教育支援部長	
	原田 昌樹	岡山県総務部総務学事課長	馬場 優 総括参事 代理出席
学校	田中 光彦	岡山県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会	欠席
	木村 泰清	岡山県特別支援学校長会	

岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 発達障害のある人のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図るため、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2の規定に基づき、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発達障害のある人への早期支援をはじめとするライフステージを通じた支援体制の在り方の検討に関すること
- (2) 発達障害のある人への支援における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野の連携に関すること
- (3) 発達障害のある人の支援に関わる人材の育成に関すること
- (4) 発達障害への理解の促進に関すること
- (5) その他発達障害のある人の支援の充実に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 地域協議会は、次に掲げる者のうちから、県知事が委嘱又は任命する委員をもつて組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局及び機関の職員
- (2) 学校関係者
- (3) 岡山県医師会所属の医師
- (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
- (5) 学識経験者
- (6) 親の会代表
- (7) その他知事が適当と認める者

2 地域協議会の委員は、岡山県教育委員会が設置する広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）の委員を兼務する。

3 地域協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 地域協議会に、委員長を1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員は、委員長の命を受け、地域協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 地域協議会は、連携協議会と共同し、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、地域協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 地域協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

2 地域協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱

(設 置)

第1条 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育等の関係部局・機関、大学、医師会及び親の会（以下「関係機関等」という。）が、相互の連携を図り、障害のある児童生徒に対し、総合的な教育的支援を実施するため、岡山県広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の支援地域（障害のある児童生徒等にニーズに応じて必要な教育的支援を適切に提供するために岡山県教育委員会が想定する地域をいう。）の範囲に関すること。
- (2) 就学前（小学校又は特別支援学校の小学部就学前までの段階）からの障害のある幼児及びその保護者等に対する教育相談の充実に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (3) 就学中（小・中学校、高等学校又は特別支援学校に就学している段階）の適切な教育的支援の実施に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (4) 就学中から卒業後の社会生活への円滑な移行に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (5) 障害のある児童生徒等に関わる人材の育成に関すること。
- (6) その他関係機関等相互の情報の共有化に関すること。

(組 織)

第3条 連携協議会は、次に掲げる者のうちから、岡山県教育委員会教育長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育の関係部局及び機関の職員
- (2) 学校関係者
- (3) 岡山県医師会所属の医師
- (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
- (5) 学識経験者
- (6) 親の会代表
- (7) その他岡山県教育委員会教育長が適当と認める者

2 連携協議会の委員は、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）の委員を兼務する。

3 連携協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 連携協議会に、委員長1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、連携協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員は、委員長の命を受け、連携協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 連携協議会は、地域協議会と共同して開催し、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、連携協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 連携協議会の事務局は、岡山県教育庁特別支援教育課に置く。

2 連携協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会の公開に係る取扱い

岡山県発達障害者支援地域協議会及び岡山県広域特別支援連携協議会（以下「協議会」という。）の公開に関しては、岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱（平成29年4月1日）及び岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱（平成16年8月26日）に定めるもののほか、この取扱いによるものとする。

1 公開基準

以下の各号に該当すると委員長が認めるときは、理由を付して、その全部又は一部を非公開とする。一括又は会議ごとに公開・非公開を決定する。

- (1) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第8号）第7条各号の規定に該当すると認められる場合
- (2) 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

2 公開の方法

傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとし、傍聴者の定員、資料提供の方法等については、協議会で決定する。

3 会議の開催周知

協議会の開催日の1週間前までに以下の事項を岡山県のホームページに掲載することにより行う。

ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の理由
- (4) 傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- (5) 問い合わせ先

4 会議資料及び議事録の公開

- (1) 原則として岡山県のホームページに掲載する。なお、発言委員の氏名は記載しないものとする。
- (2) 上記「1 公開基準」の各号に該当する場合であって、委員長が公表することが適当でないと認めるときはこの限りでない。

特別な支援を必要とする幼児への支援状況調査集計（令和4年度）

R5.1.4

- 1 調査時点 令和4年9月1日
- 2 対象 保育所、認定こども園（公立の幼保連携型以外）に在籍する5歳児
- 3 回答数 333所（園）（公立110、私立223）
- 4 集計

項目	人数	割合	備考
5歳児在籍数	7,896人		
発達障害に関する医学的診断のある幼児数	791人	10.0%	A S D653人、L D14人、A D H D 228人、その他147人（重複有）
診断はないが発達障害に関する特別な支援が必要な幼児数	598人	7.6%	
発達障害以外の特別な支援が必要な幼児数	251人	3.2%	視覚6人、聴覚6人、肢体8人、知的82人、病気療養6人、精神疾患（情緒障害）84人、言語64人、その他115人（重複有）
特別な支援が必要な幼児数計	1,640人	20.8%	

個別の指導計画（個別支援シート）の作成

特別な支援が必要な幼児数	個別の指導計画を作成している幼児数	うち発達障害に関する医学的診断のある幼児数	うち診断はないが発達障害に関する特別な支援が必要な幼児数	うち発達障害以外の特別な支援が必要な幼児数
1,640人	929人	686人	192人	51人

小学校への情報引継（発達障害に関する特別な支援が必要な幼児）

- 1 引継の実施 (単位：所（園）)

	行う	行わない
診断有り	253	1
診断無し	202	8

- 2 引継の方法

(単位：所（園）)

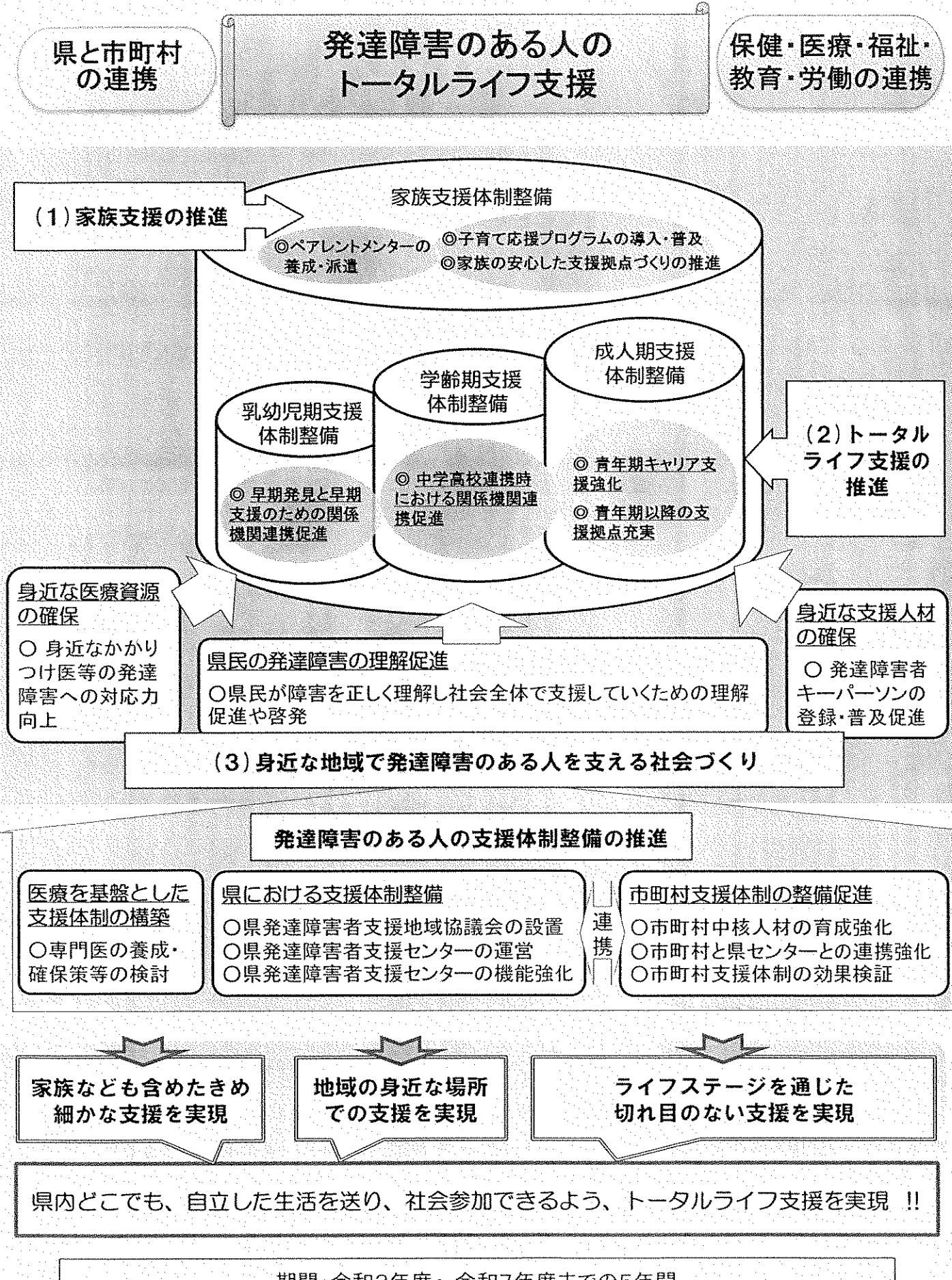
	口頭	書面	口頭と書面	その他
診断有り	19	11	220	3
診断無し	89	6	104	3

- 3 引継に使用する書面の様式

(単位：所（園）)

県教委作成	市町村教委作成	所（園）作成	その他
37	207	16	8

第3期発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて



1 令和 4 年度ペアレントメンター新規養成について

<目的>

岡山県では平成 24 年度の 1 期養成、平成 29 年度の 2 期養成を経て、現在 48 名の方がペアレントメンターとして登録している。今後も県内広く、地域に根差した家族支援体制を整えていくため、今年度にペアレントメンター新規養成を実施した。

<概要>

養成人数：15 程度

養成地域：県内全域とするが、ペアレントメンターが不足している地域を優先

(各地域の支援者*からの聞き取り調査やメンター活動実績から優先地域を決定)

受講要件：岡山県在住で発達障害の診断を受けた小学生以上の子の親

支援者からの紹介**があり、4 日間の養成研修に参加できる方

*「支援者」とは、市町村発達障害者支援コーディネーターとし、地域の支援体制により 18 歳未満の相談窓口が別に設置されている場合は、市町村の発達障害支援担当職員とする。岡山市の場合は、岡山市発達障害者支援センター職員（DD ネット岡山を含む）とする。

<養成の流れ>

時期	内容
5月17日	市町村発達障害者コーディネーター等、地域の支援者への説明会
5月17日～6月	支援者から地域のメンター候補者への案内
6～7月	ペアレントメンター養成研修申込受付
9月6日、13日	ペアレントメンター養成研修ベーシック講座
11月6日、19日	ペアレントメンター養成研修アドバンス講座
11月19日～ 12月19日	ペアレントメンター登録申込書受付

<新規登録状況>

14 名が養成研修を受講し、そのうち 13 名がペアレントメンターとしての登録を希望した。

自治体ごとの内訳は、岡山市 3 名、瀬戸内市 2 名、赤磐市 1 名、備前市 1 名、井原市 2 名、笠岡市 1 名、高梁市 1 名、鏡野町 1 名、美作市 1 名であった。

<登録後のペアレントメンターの活動>

令和 5 年 3 月に各圏域にて定例会を開催し、メンター活動の説明や 1 期・2 期メンターや地域の支援者との交流を行う

令和 5 年 4 月より、メンター活動開始予定(まずは 1 期・2 期メンターの活動見学から)

2. 成人期支援体制整備事業：発達障害のある人の職場研修事業

事業概要：

県庁内の2部署(特別支援教育課、障害福祉課)に研修生を受け入れ、事務補助業務に5週間(1日あたりの研修上限6時間)取り組んでもらうものである。本事業を行うことで、①職場体験を通して自身の障害特性を整理すること、②受入側も共に働く経験を通して合理的配慮を学ぶこと、③取組成果を自治体や企業等における受入体制の推進や雇用促進に役立てることが期待される。

令和4年度の取組み：

- ・研修生3名の受け入れ 第1クール(7-8月):1名、第2クール(11-12月)2名
- ・(新規)研修受け入れに関わる部署の一部拡大

週1回半日程度、備前県民局健康福祉部福祉振興課に研修生が出張し軽作業等を行った。

- ・(新規)取組成果のまとめ「本事業を利用した発達障害のある人たちの声の整理」

本事業では、研修を修了して約半年後に研修生にインタビューを行い、本事業の経験がその後の求職活動や就労にどのように活かされているか確認する機会を設けている。2016年の事業開始以後、求職活動に移行した修了生や、就労に至った修了生の内、事後インタビューを行った10人について以下のようにまとめた。

<研修生の基礎情報の整理>

診断(ASD:4名、ASD+ADHD:5名、ADHD:1名)

研修後6か月時点の帰趨状況

- ・障害者雇用求人に就職:6名
- ・求職活動(障害者雇用求人)を継続中:3名
- ・就労継続支援B型事業所に移行:1名

<研修生の声の抜粋>

- ・(求職活動では)随時相談できる人がいるか事前に職場環境を確認するようになった。
- ・(求職活動では)勤務時間を段階的に増やすことができるかどうか企業と相談した。
- ・(現在の職場では)自分が困っていることを、自分から伝えていかないと相手には分からないうことを実感したので、報告や相談を実践している。
- ・(現在の職場では)どうしても自分はいつも100%の力で仕事をするところがある。1時間に2回必ず小休憩を取り入れている。
- ・(感想)職員さんから「ありがとう」の言葉をもらい、達成感を得ることができた。
- ・(感想)色々な人と振り返ることがありがたかった。見えていなかった事が見えてきた。

3. 学齢期支援体制整備事業:中高合同研修会

事業概要;

教育部局・福祉部局・市町村自治体における、関係機関の連携強化が共通した課題である「義務教育を終え高等学校等に進む生徒と家族」への支援に焦点を当て、3回シリーズの研修会を企画し、各領域や地域で進められている連携や実践について学び、より一層の連携強化を進めるきっかけとする。(主催:岡山県保健福祉部障害福祉課・おかやま発達障害者支援センター、共催:岡山県教育委員会)

対象;

教 育 :中学校(特別支援教育 Co.、支援学級担任)、特別支援教育推進リーダー
高等学校(特別支援教育 Co.、進路指導担当)、高等学校通級指導教室設置校
特別支援学校(特別支援教育 Co.、特別支援教育エキスパート)
福 祉 :相談支援事業所、基幹型相談支援センター、放課後等デイサービス事業所
市町村:市町村発達障害者支援コーディネーター、市町村担当者、市町村教育委員会

第1回 令和4年8月24日(水)

テーマ:中高の切れ目のない引継ぎ体制にむけて
・「特別な支援を必要とする生徒の中学校からの引継ぎと在学中の支援の実際」
　岡山県立笠岡工業高等学校 教育相談室担当 教諭
・「中学校卒業時の4者面談による切れ目のない支援と中高連絡会による連携強化の取組」
　総社市教育委員会 学校教育課
　総社市社会福祉協議会 発達障害者支援コーディネーター
・ペアレントメンターによる子育て経験談
・参加者による情報交換
　申込内訳　学校(小・中・高・支援学校):43／市町村行政:16／県関連:2／福祉:38

第2回 令和4年11月29日(火)

テーマ:卒業後を見据えた自己理解支援のあり方について
・「高等学校における通級指導の取組～自己理解にむけて～」
　玉野市立玉野備南高等学校 特別支援教育コーディネーター
・「高等学校在学中に取り組む(発達特性に配慮した)キャリア教育」
　①「働くことを知る・学ぶプログラム」の紹介 おかやま発達障害者支援センター
　② 岡山県立岡山支援学校 教諭
　③ 岡山県備前市立片上高等学校 教諭
・「県庁職場研修事業の研修生たちの声」(おかやま発達障害者支援センター)
・参加者による情報交換
　申込内訳　学校(小・中・高・支援学校):45／市町村行政:11／県関連:1／福祉:25

第3回(予定) 令和5年1月24日(火)

テーマ:高等学校卒業から次のステップへ(就労編)

- ・「高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒の自立と社会参加に向けた進路指導に向けて」

- ①「高等学校等就労支援充実事業について」

- 岡山県教育庁特別支援教育課指導班 指導主事

- ②「高等学校就労支援マニュアルの紹介と高等学校への進路指導のサポート」

- 岡山県教育庁特別支援教育課 就労支援コーディネーター

- 岡山県立西備支援学校 進路指導主事

- ③「高等学校卒業から障害者雇用にむけた高等学校・行政・ハローワークとの連携」

- 津山障害者就業・生活支援センター 主任就業支援員

中・高・関係機関連携強化会議(美作圏域) 令和4年5月16日(月)

テーマ:高等学校卒業から次のステップへ(就労編)

- ・学齢期支援体制整備事業の概要／青年・成人期の発達障害のある人の支援ニーズについて
　おかやま発達障害者支援センター

- ・就労準備支援プログラムの紹介

- ①就労準備に関する講義と模擬作業体験「オープンカレッジ in 美作大学」

- おかやま発達障害者支援センター

- ②就労準備に関する講義と就労支援機関ガイドンス「ユースタート」

- 津山障害者就業・生活支援センター 主任就業支援員

- 津山市環境福祉部障害福祉課 発達障害者支援コーディネーター

- おかやま発達障害者支援センター

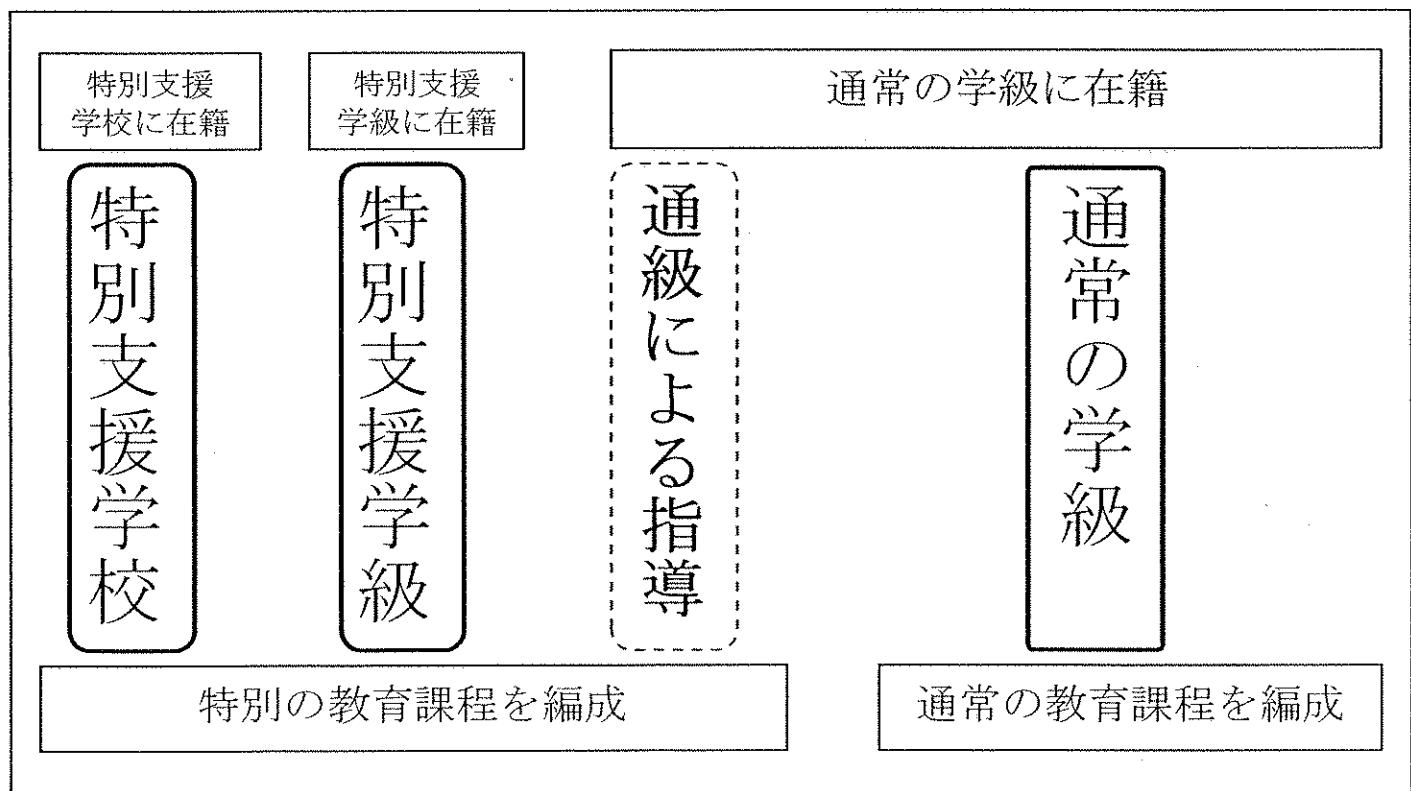
- ・「高等学校卒業から次のステップへ」に関する情報交換

申込内訳　学校(小・中・高・支援学校):2／市町村行政:22／県関連:2／福祉:18／労働:2

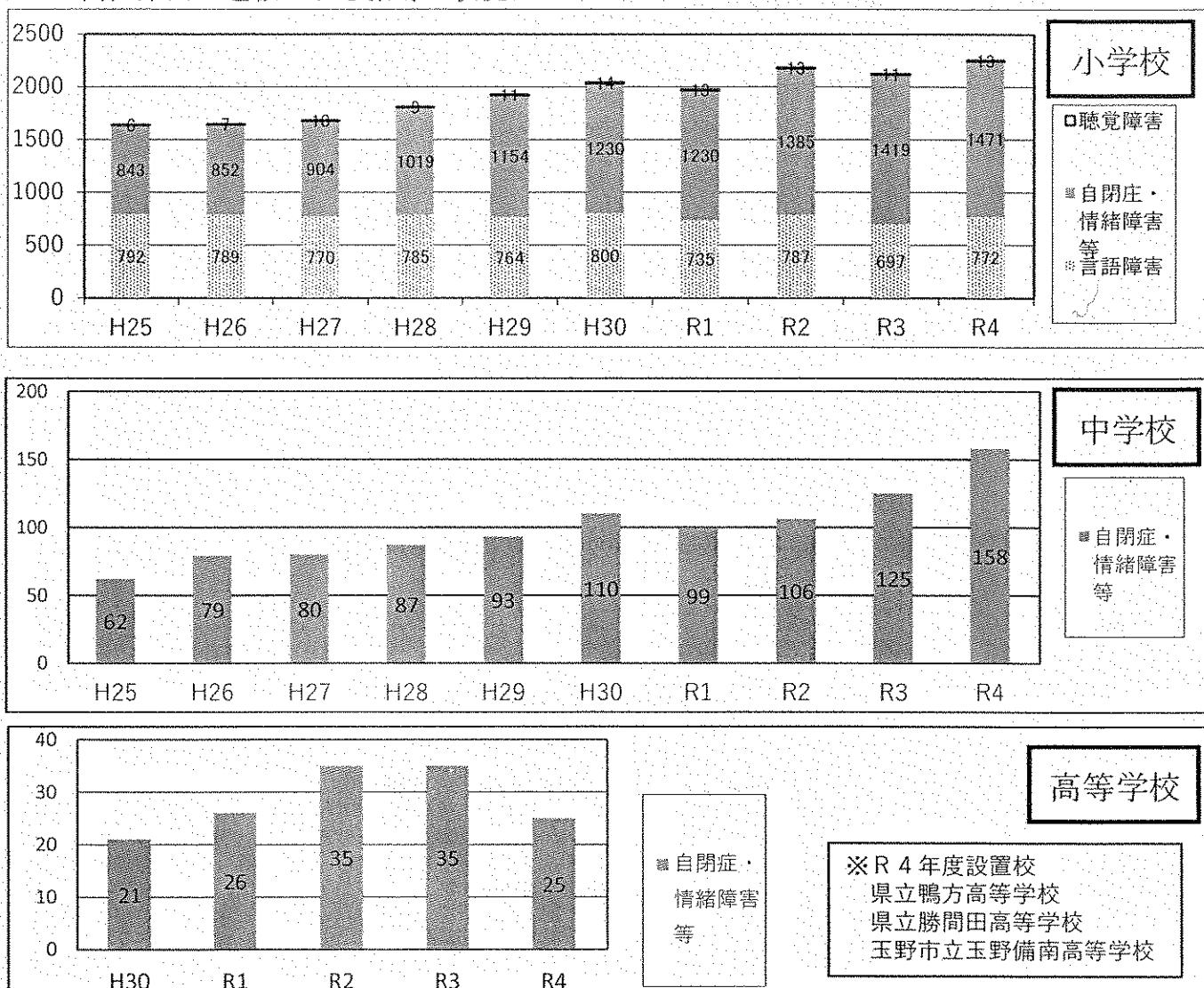
1 障害の状態等に応じた教育的対応について

特別支援学校 (学校教育法施行令第2条3)	特別支援学級 (平成25年10月4日初等中等教育監修局長第75号通知)	通級による指導 (平成25年10月4日初等中等教育局長第756号通知)
視覚障害者	弱視者	弱視者
聴覚障害者	難聴者	難聴者
肢体不自由者	肢体不自由者	肢体不自由者
病弱者（身体虚弱者を含む）	病弱者・身体虚弱者	病弱者・身体虚弱者
	言語障害者	言語障害者
	自閉症者・情緒障害者	自閉症者
		情緒障害者
知的障害者	知的障害者	
		学習障害者
		注意欠陥多動性障害者

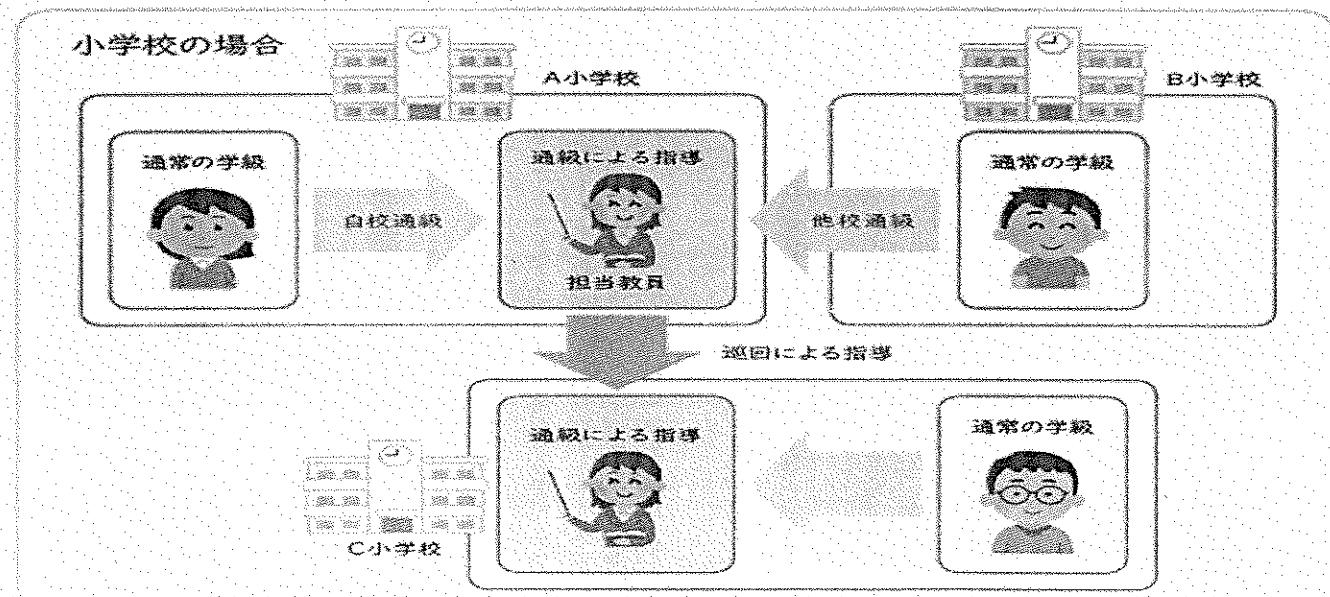
2 多様な学びの場の在籍と教育課程について



3 岡山県内の通級による指導の状況について



4 通級による指導の仕組みについて



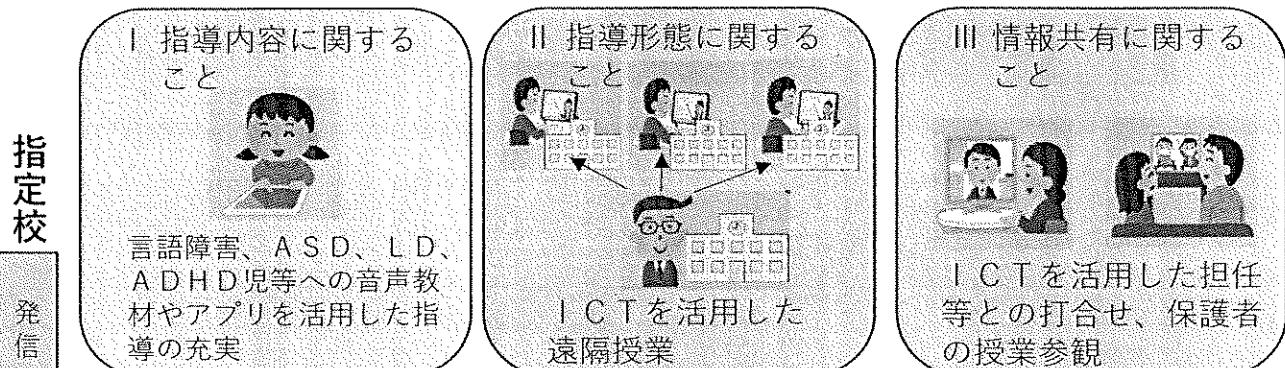
通級による指導におけるICT活用研究事業

- 通級による指導を受ける児童生徒が増えている。
- 他校通級に長時間かけて通う児童があり、教科指導の時間が移動時間に使われているケースがある。また、他校に通学することをためらう児童生徒がいる。
- コロナ禍を踏まえた授業参観の工夫を求める保護者の意見が出ている。
- 通級指導担当者と通常の学級担任間での情報共有を行う機会が十分ではない。
- 教育ICT環境が整備され、児童生徒全員への1人1台端末が整っており、国においても通級指導におけるICT活用の充実が求められているが、まだ十分な取組ができていない。
- 音声教材を活用する市は岡山市を除いて3市あるが、通常の学級の児童生徒への普及はほとんどない。
- 経験の浅い通級指導担当者の専門性向上が求められている。

- 他校通級を受ける児童生徒の教育機会の保障、コロナ禍における遠隔授業や授業参観等の研究が必要である。
- 通級指導担当者と通常の学級担任、保護者との情報共有の時間の確保が難しい。
- 音声教材や通級による指導におけるICT活用についての有効性の検証や実践事例が、十分ではない。
- 経験の浅い通級指導担当者の専門性向上に関する遠隔も踏まえたOJT等、育成体制の充実が必要である。

- 3年研究
- 2市に研究委託し、市教育委員会が指定した小・中学校において研究
- 研究内容
 - ・通級による指導におけるICTを活用した実践研究
- 研究指定校、研究指定市教育委員会、県教委におけるICT活用連絡協議会の実施
- 研究成果の普及
 - ・成果報告会の開催による周知
 - ・実践事例の蓄積と活用
 - ・通常の学級や自閉症・情緒障害特別支援学級における研究成果の般化

実践研究の内容



IV オンラインによる授業参観を通じた経験の浅い通級指導担当者の専門性向上に関すること

- ・障害による様々な困難さの改善
- ・遠隔授業による通学の負担、他校通級に対する児童生徒の抵抗感の軽減
- ・コロナ禍における保護者等との効率的・効果的な情報共有
- ・経験の浅い通級指導担当者の専門性向上

通級による指導におけるICT活用について

津山市特別支援教育推進センター

1 はじめに

津山市特別支援教育推進センター（以下、「推進センター」という。）は、令和4年度より児童生徒の学習や生活上の困難を改善・克服する主体的な取組を支援する効果的な方法の1つとして、ICTを活用した指導について、推進センター内での事例研修や先進校視察から学びを重ねています。

令和4～6年度の実践研究において、研究主題を「特別な教育的ニーズに応じたICT機器の効果的な活用を目指して」と設定し、令和4年度は「通級指導の読み書きにおけるICTの活用」と副題を掲げ、「指導内容に関すること」を中心に研究を進めています。具体的には、読み書きに困難さがある児童生徒にICTを活用して支援し、効果的な手段や指導法の実践を積んでいます。本研究における指導や支援事例は緒に就いたところであり、実態に応じて特別な教育的ニーズがある児童生徒における指導支援にアレンジしていただけると幸いです。

2 通級指導教室の現状について

令和4年度は、ICT活用について「指導に関すること」に焦点化し、先進校視察で学んだ特別支援教育において「苦手な部分を支える発想」を大切にしています。例えば、児童生徒が情報の入力・処理・出力のどの部分に課題があるのかを見極め、支援するための1つの方法としてICTの活用を積極的に行ってています。

通級指導担当者は、児童生徒が①何に困っているのか（困難さの状態）を把握し、②なぜそうした困難が生じるのか（困難の背景）を見立て、③どんな指導法や支援が必要か（手立て）を考え、必要に応じてICTを活用しています。また、個々の特別な教育的ニーズに対応できるよう、推進センター内でのICT活用実践交流会等で情報共有しながら指導力向上を目指し日々切磋琢磨しています。

3 ICTを活用した具体的な取組

現在活用しているICT機器は、それぞれのメリットとデメリットがあります。推進センターでは、主に、自作の教材を活用する際は「Windows」「iPad」「Chromebook」、学習アプリケーション（以下、「アプリ」という。）を活用する際には「iPad」、情報共有や教科書の読みを支援したり、サイトへのアクセスを支援したりする際には「Chromebook」というように、通級指導担当者が端末の強みを生かし、状況に応じて使用しています。

（1）読み書きに困難さがある児童生徒の「読み」をサポートするために【使用ICT機器】

①PowerPointによるフラッシュカード化【Windows】

○国語科

- ・単元に出てくる単語や漢字のフラッシュカードを読む
(単語や漢字の横にイラストを添える)
- ・自分のペースで操作しながら、音読練習をする

○社会科

- ・都道府県名の読みを覚える⇒書きにも挑戦している

②PowerPointによる読み上げ音声の活用【Windows】

- ・事前にテストをスキャンして音声（指導者の読み上げ）を入れる
- ・聞きたい箇所の読み上げボタンを押し再生する（何度も再生できる）
- ・再生された音声を聞きながら、テストの問題に取り組む

③アプリを活用して音韻認識の向上【iPad】

- ・画面の絵を見て、声に出しながら音の数だけ拍のボタンを押す⇒正解音あり
- ・単語の読み上げで「つ」「や」等が入るところ見つける⇒正解音あり

④アプリを活用して文字から音を想起する力の向上【iPad】

- ・音を聞いて、文字を選択する。

⑤アプリを活用して音韻認識力の更なる向上【iPad】

- ・耳と目と指先を使って楽しく学習しながら、ひらがな習得の基礎スキルを高める

⑥音声教材による教科書の読みを支援【Chromebook】【Windows】【iPad】

- ・在籍校と情報共有をしながら、本読みのサポートをするためにマルチメディア・ディジタル教科書（目と耳で読む教科書）を活用
- ・文章やさし絵などが画面上に表示され、音声ソフトが文章を読み上げる

（2）読み書きに困難さがある児童生徒の「書き」をサポートするために【使用 I C T 機器】

①家庭学習にアプリを活用【iPad】【Chromebook】

- ・「Officelens（オフィスレンズ）」で画像を取り込み、「GoodNotes（グッドノーツ）」で宿題プリントに入力
- ・「ModMath（モッドマス）」で計算
- ・家庭学習は「iPad」で取り組み、学校に「Google Classroom」から提出

②動画視聴による漢字学習【Chromebook】

- ・動画視聴機能の二次元コードを読み取り、YouTube から覚え方の動画の配信
- ・覚え方を口ずさみ、書く⇒反復練習

③作文学習にアプリを活用【iPad】

- ・「3秒日記」（いつ・どこで・誰が）で書き方の型を習得し、「えにっき」（A I が音声を読む）で作文

④通級新聞作成に Microsoft Word を活用【Windows】

- ・言葉や文章で表現することが苦手⇒自分の体験や思いを新聞形式で表現
- ・振り返りを自らのアイデアをもとに新聞形式でまとめる

4 成果と課題

（1）成果

- ・学習アプリを活用し、目や耳などの感覚を使って活動することは、楽しみながら学習することに繋がっている。また、紙媒体と比較し抵抗なく反復練習ができます。
- ・自分で I C T の操作ができ、正誤の確認がすぐにできるので学習意欲が高まってきます。
- ・I C T を活用することにより、個々の課題が解消され、集中して取り組むことができるようになっています。
- ・PowerPoint の自作教材作成に時間と手間がかかるが、蓄積していくれば次年度も活用できます。

（2）課題

- ・指導の方略としてアプリの活用が、より有効になるための分析をしていく必要があります。
- ・児童生徒が使用している Chromebook の機能の活用方法を、更に探っていく必要があります。
- ・通級指導教室での I C T 活用の実践を、在籍校や保護者と情報共有し、学級や家庭でも有効活用できるようにしていく必要があります。

5 まとめ

個々の特別な教育的ニーズは様々ですが、児童生徒は苦手さや困難さが少しずつ解消され、楽しみながら学習することができています。本研究で紹介する、読み書きに困難さがある児童生徒をサポートするための I C T を活用した指導法や教材が、蓄積されてきています。

現時点では、通級指導教室での I C T 活用の教育実践ですが、今後は通級指導教室内のみの教育実践だけではなく、通級を利用している在籍校や市内小中学校の通常の学級や特別支援学級でも、個々の特別な教育的ニーズに応じた教育実践が広がるように、推進センター実践発表会や校務支援システムを活用して情報発信・情報共有していきたいと考えています。

通級による指導における ICT 活用について ～倉敷市の取組～

参考資料

倉敷市教育委員会

1 はじめに

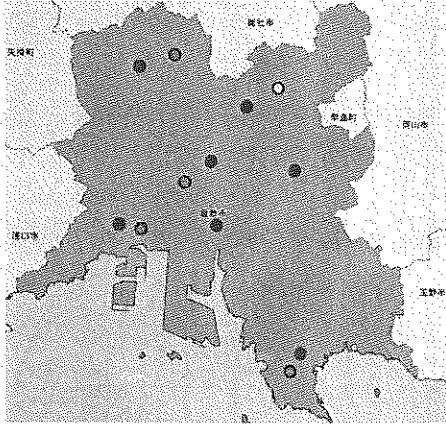
倉敷市では、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など、多様な学びの場の提供を行っている。特別な支援を必要とする児童生徒にとっては、どの学びの場においても ICT 機器を活用し、読み書きやコミュニケーション等の支援をすることが合理的配慮の一つとなる。今年度から岡山県事業「通級による指導における ICT 活用研究事業」を受け、通級指導教室において実践研究を行い、研究内容としては、ICT 機器を活用した自立活動の指導の充実、ICT 機器を活用した在籍校、保護者との連携、オンラインによる担当者会や研修会の実施を中心に取り組んでいる。

2 倉敷市の通級指導教室の現状について

倉敷市では、小学校では、6 校に通級指導教室、1 校にサテライト教室を設置している。中学校では、1 校に通級指導教室、4 校にサテライト教室を設置している。また、幼児指導教室を通級指導教室のある小学校 6 校に設置している。

通級指導教室で、各障がい種に応じた指導を受ける児童生徒数は、年々増加傾向にあり、通級による指導のニーズが高まっている。

倉敷市教育委員会では、教育 ICT 推進課と連携し、ICT 機器の整備を進めている。



倉敷市の通級指導教室設置状況

3 実践研究について

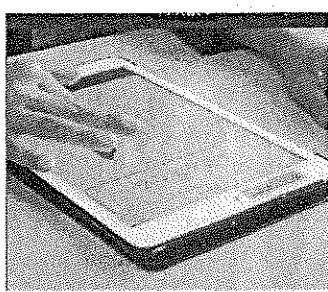
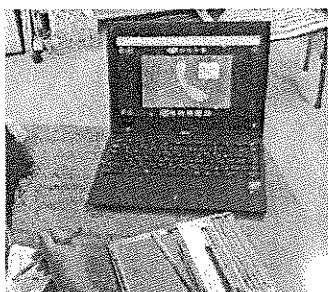
倉敷市では、7つの通級指導教室が岡山県教育庁特別支援教育課から示された「指導の内容に関すること」「指導形態に関すること」「情報共有に関すること」「オンラインによる授業参観を通じた経験の浅い通級指導担当者の専門性の向上」のいずれかの内容を選択し、研究を行うこととした。通級指導教室担当者会や代表者会の中で研修および情報交換を計画的に行い、倉敷市内の通級指導教室全体で共通理解している。また、令和 5 年 1 月中旬には研究授業を予定している。

4 成果と課題

(1) 成果

- ・ICT 機器を活用した自立活動の指導について、通級指導教室担当者が PC 等の ICT 機器を活用できる環境が整い、実際の指導の中で、タブレットを利用して文字を書く練習をしたり、PC 上の手順表を見ながら制作活動を行ったりするなど、児童生徒の実態に応じた ICT 機器を用いた指導を行うことができ始めている。
- ・ICT 機器を活用した連携については、Google Meet や Zoom を活用した在籍校や担当者同士の連携、他校通級とのオンライン授業を行うことで、移動時間の削減や連携が必要になったときに素早く情報交換ができるなど、効率的・効果的な連携につながっている。
- ・オンラインによる担当者会や研修会については、オンラインでの研修会を計画的に実施することができた。共有ドライブを活用することで、各通級指導教室で作成した教材や文書の共有を図っている。また、指導画面を録画することで、オンラインで授業検討ができるように計画をし、担当者の専門性

の向上につなげている。

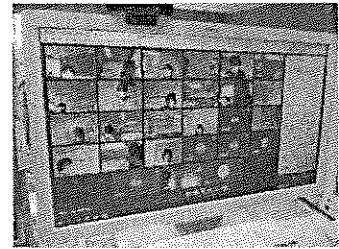
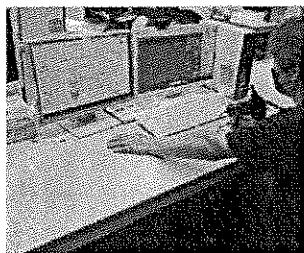


PC(タブレット)機能の活用

- ・制作活動の提示
- ・手書き入力 等

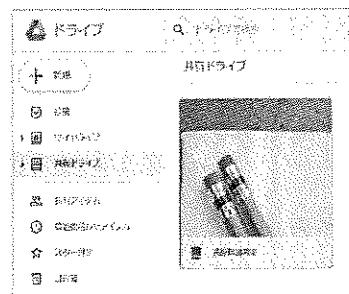
オンラインによる研修

- ・事例検討
- ・情報交換 等



共有ドライブの活用

- ・教材・作成文書
- ・記録写真・指導案 等



(2) 課題

- ・ICT機器を活用した自立活動の指導については、LDの児童生徒への対応が中心であった。自閉症やADHDなど、他の障がい種においても、ICT機器の効果的な活用方法について考えていきたい。
- ・遠隔授業を行う際や保護者との連絡にICT機器を用いる際には、個人情報の扱い等についてのガイドラインの設定を進める必要がある。
- ・オンラインでの研修会を行うための機器の操作について、担当者によって知識や技量に差がある。全ての担当者が、Google MeetやZoomの機能を活用できるよう継続して研修を行っていくとともに、内容の充実を図っていきたい。

5 今後に向けて

通級指導教室において、ICT機器の整備や担当者の基礎的な技能が高まった。来年度も、ICT機器を活用した指導内容や指導形態の充実を図り、児童生徒の障がいによる困難さを改善できるようにしていきたい。

第4次プラン（案）の取組の概要



